

第4次浜松市行財政改革推進審議会 第9回審議会 会議録

日時	平成25年11月2日(土)13:30~16:32
会場	なゆた・浜北 3階大会議室
出席委員	御室会長、山本会長代行、山崎委員、前嶋委員、武藤委員、岩田委員、村松委員、水谷委員、井上委員、南出委員
傍聴者	65名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、NHK、静岡第一テレビ
浜松市及び市関係者	鈴木副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、小柳財務部長、鈴木農林水産担当部長、田中花みどり担当部長、倉田土木部長
事務局	門名事務局長、飯高副参事、石埜、高橋、袴田

《会議の概要》

- 1 第4次行革審の第9回審議会を、御室会長が議長となって進行した。
- 2 借地適正化計画の進捗状況について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
- 3 フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
- 4 入札制度について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
- 5 道路・橋りょうの長寿命化について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

《会議次第》

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 借地適正化計画の進捗状況について(報告)
 - (2) フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況について(報告)
 - (3) 入札制度について
 - (4) 道路・橋りょうの長寿命化について
- 4 閉会

《会議の経過》

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、ただ今から、第 4 次浜松市行財政改革推進審議会の第 9 回審議会を執り行います。

本日は、委員 10 名全員の出席により開催を致します。本日は、冒頭に借地適正化計画の進捗状況と、フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況についての報告、そして、入札制度、道路・橋りょうの長寿命化について審議することとしております。

皆さまのお手元には、次第と市説明資料をお配りしてございます。審議の参考にご覧いただければ幸いです。なお、委員の説明にも資料を使います。その際は正面のスクリーンをご覧いただきますようお願い申し上げます。

これより議事の進行は、御室会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。なお、途中特に休憩は取りませんので、ご所用のある方は、適宜ご用をお足しいただきますようお願い申し上げます。それでは御室会長、よろしく申し上げます。

2 会長挨拶

御室会長

それでは皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中を、今日はまた 3 連休の最初の日ということですが、足をお運びいただきましてありがとうございます。

平成 24 年の 1 月にスタートしました第 4 次行革審も、来月の 21 日に、市長さんへの最終答申をもって終了ということになります。公開審議としては本日が、この浜北区の「なゆた」で行うのが、最後ということになるのではないかと考えております。

浜北区といえば、市内でひとときわ高い人口増加をしている地域であるということは、もう皆さんご存じのことと思いますが、6 年前と比較すると、5,300 人ぐらい増えており、増加率が 6%ということです。浜松市では希有(けう)の出来事だということで、市内全体では、約 1 万 4,000 人減っているんですね。そうした中で 6%増えているということは、浜北区がいかに魅力があるかということではないかと思っています。やはり人口が増えるということが、その地域の勢いを示すわけですから、そうした意味では、非常に素晴らしいところであると考えております。

資産経営の一環として、老朽化している浜北区役所を「なゆた・浜北」に移転集約して、残った敷地を売却されると、こういう方針が先月出ました。これは非常に素晴らしいことだと私どもも考えていまして、ぜひこういう効率化をどんどん進めて、必要なところへ必要なお金を使っていくことが大事だと思っています。そういうことで、ぜひ浜北区が浜松市の行財政改革、これを積極的にリードしていただくと、こういう地域としての役割を果たしていただくことを期待しております。よろしくお願

いします。

それでは、本日の審議会を進めていきたいと思ひます。恐縮ですが、議事進行は座ってやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、今回で4回目になりますが、「借地適正化計画の進捗状況の検証」をしたいと思ひます。小柳部長さんから報告をお願ひしたいと思ひます。

3 議 事

(1) 借地適正化計画の進捗状況について（報告）

小柳財務部長

はい。それでは、借地適正化計画の進捗状況について、スライドに沿ってご説明します。2ページ目をお願いします。

8月の公開審議会でもご説明しましたが、「借地の現状」ということで、全借地1,019施設に地権者総数2,237名、借地料の合計が7億6,100万円程度となっております。後ほどご説明させていただきますが、その内重点施設ということで位置づけました36施設について、借地料が3億5,700万円ということで、施設数で言えば3.5%ですが、借地料に占める割合は、46.9%ということで、まずはこの重点施設について、借地料の減額に向けて取り組みを進めているというところではあります。

次のスライドをお願いします。こちらでもこれまでの経過になりますが、「2借地適正化に向けての取り組み」ということで、昨年8月に借地適正化計画を策定しました。それまでも借地適正化には努めてきましたが、なかなか進捗が図られないということで、借地の適正化計画を策定しました。

そしてその後、前回の公開審議会では目標を設定させていただきました。借地料7.6億円の20%以上の削減を、借地適正化計画の最終年度である26年度末までに削減をしたいという目標を設定しました。そういう中で、重点施設36施設を軸に、施設単位で、購入、返還、借地料の見直し交渉等を実施しています。

借地の購入等にあたっては、多額の経費がかかるわけですが、その購入財源として、資産管理基金という市の基金、46.8億円の残高がありますが、こちらを活用するというところで進めています。

次のスライドをお願いします。借地については各所管課があるわけですが、これを市全体として、どういうふうに進捗管理を行っていくかを3の進捗状況の管理方法に示しています。まず所管課においては、借地料について統括している資産経営課に、見直し交渉等の状況を随時に報告する。また、月に一度は必ず、定期的にも報告するということで、漏れがないような仕組みということを目指しています。

そして、その資産経営課にノウハウが集中していますので、法律的なアドバイス等を含めて各種のアドバイスをするなり、方針の変更等交渉の状況によって、協議をしています。

また全庁的に状況を把握するというところで、資産経営推進会議といったものを設けて、情報の共有を図っているという状況です。

そういう中で、現在の進捗状況はどうかというのが、次のスライドになります。「4進捗状況」という

ことで、「(1)購入」という項目です。こちらについては現在、削減見込み額として、年間の借地料 3,493 万 8 千円程度を見込んでいます。その下ですが、3 施設について、一部の地権者から内諾を得るという中で、土地の売買契約の進捗を進めています。契約が完了しますと、全体として 3,493 万 8 千円の借地料の削減につながるということです。こちらは前回の公開審議会ではまだ、こういう具体的な状況に至っていなかったということで、今回新たな報告になります。その他 2 施設についても、買取価格を提示するなど、購入に向けた具体的な話し合いを実施する段階に至っている状況です。

その次のスライドをお願いします。「(2)返還」とありますが、こちらは 8 月の公開審議会で報告した 1 施設に加え、新たに 1 施設で、市有地への機能の移転により、本年度末で借地を返還することが決まりました。結果として、2 施設で年間借地料として 868 万 4 千円の削減が実現するという状況です。

その他 4 施設については、別の場所への移転とか、市の施設自体の廃止などを、具体的に話し合いをする段階に至っております。

次のスライドをお願いします。「(3)借地料の見直し」ということですが、こちらについては、年間の削減額といたしまして 1,262 万 6 千円ということで、5 施設について 25 年度から減額をすることが決定、また、26 年度から 3 か年で減額するという合意に至ったものが 1 施設あるという状況です。

「(4)その他」として、この借地適正化計画の指針を作成した 24 年度に削減を達成したものが、735 万 8 千円ですので、現在のところ、昨年度、本年度の現状の中では、「(5)削減額及び削減見込み額」は、6,399 万 9 千円を現状のところ見込んでいるという状況です。

私のほうからの報告は以上です。

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、質疑をしたいと思います。はい、井上委員どうぞ。

井上委員

はい。皆さん、こんにちは。井上です。よろしくお願いします。

事務局作成のパワーポイントを出してもらえますか。今、小柳部長さんのほうから報告がありました。いわゆる計画と進捗状況を 1 表にしたものでございます。中身は市の資料と変わりません。かいつまんで申し上げますと、借地が 1,019 施設にあり、年間借地料が 7 億 6,100 万円、このうちの 36 施設、3 億 5,700 万円を重点施設として、平成 26 年度末までに、全借地の借地料の 20%以上、1.5 億円以上を削減しますというお話です。その実績として、10 月 25 日現在、全体で約 6,400 万円ということで、達成率が 43%弱ということです。

そこでお伺いしたいのですが、借地適正化計画がスタートして、ほぼ 1 年経ちましたけれども、この現在の進捗状況を、市関係者の間ではどのように評価しているのかということと、この評価の基準となるものは何か。そういったところをお話いただきたいと思います。

御室会長

はい。小柳部長お願いします。

小柳財務部長

はい。進捗状況の評価と言いますと、計画の中で、現在、半分強の期間が過ぎているわけです。もともと24年8月に借地適正化計画を策定する以前から、当時学校施設等を中心に借地の適正化を図るということで、所管課においてやっていたわけですが、それがはっきり言って進捗がはかばかしくないということで、こういう計画を策定し、やり方を変えたということです。

そういうことですので、1年半、半分終わった中で、進捗が半分についていないということでは、まだまだ課題はあると言いますか、目標達成に向けて、日々、PDCA(plan-do-check-action)の回し方を含めて改善をしていかなければいけないのではないかと考えておりますが、一方で、24年の8月に計画を立てる前の停滞をしていた状況からは、ずいぶん改善をされてきているのではないかと考えています。

井上委員

第4次行革審の中間答申で、借地解消の具体的な数値目標や実施時期を明確にした工程表を示し、着実に実行することと答申させていただいたわけですが。しかしながら、私どもにはこの工程表が配布されておりません。市内部では工程表をお持ちとのことでしたので、次の質問ですが、平成25年度上半期が過ぎた時点で、本年度の削減目標額はいくらで、達成見込みはどうでしょうかということですか。

例えば、借地料の見直しで、本年6月5日の公開審議会で、約1,215万円の借地料削減ができたと報告がありましたが、それ以降の4か月では、1,262万円+39万円で1,301万円、1,301万円-1,215万円で、4か月で80万円ぐらいしか進んでいないということになります。

それから市が再配置・廃止計画の中で廃止と決めた施設に関しては、借地は全部返還が原則だというふうに私どもは思っていますが、その廃止と決めた分の借地料がいくらに相当するのか、それで進捗状況はどうか。そういったところを聞かせていただきたいと思います。

また、借り上げ施設については、早急に市の施設に移転するように答申をしていますが、現在、10か所ほど借り上げの施設があると伺っていますが、今どうなっているかといったところを含めて、問題点、課題があれば併せて聞かせていただきたい。それから、平成26年度中に目標額の1.5億円以上が達成できるのかどうか、今の感触で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

御室会長

はい。小柳部長お願いします。

小柳財務部長

たくさんの質問をいただきましたので、分かるところからお話をさせていただきたいと思います。

まず、26年度末に1.5億円を達成できるのかどうかということですが、もともとこの目標を前回の公開審議会でお示した時も、だいたい見通しがあって1.5億円と出したものではないものですから、現状から見ると非常に高い目標を立てたと思っています。ただ、「高い目標なので、これは理想である」ということではないと思っていますので、そこに近づけるべく努力をしているということだと

思います。残り1年半ありますので、達成できるよう、しっかりとやっていきたいと思っております。

それから、6月5日の報告からあまり増えていないのではないかということについては、少し数字の取り方に齟齬(そご)があるのではないかと思っておりますが、今回、見込みも含めまして6,500万円程度ということですので、そこは今年度に入ってから、それなりに着実に進捗しているのではないかと考えています。ただ、だから良いというつもりはありませんので、そこはもともとかなり熟度の高かったものが、何とか実現に向けて踏み出してくということでもありますので、我々としては、熟度が高まってくる案件を1件でも多くしていくというのが、今の課題だと思っておりますので、そこを引き続きやっていきたいと思っております。

また、施設再配置の中で、廃止した施設について、その土地については売却が基本で、またそこが借地である場合は、借地を返還するのが基本だということについては、資料を今、持ち合わせていませんが、私もまったくそこは、基本の考え方としては、そう取り組むべきと思っております、再配置の中で、建物が機能移転をして必要がなくなれば、その借地を返還していくというのが基本だと思っております。あとは個別の施設については、原状回復のレベルの問題など、いろいろな課題をクリアしていくというだけのことではないかと思っておりますので、同じ方向だと認識しております。

また、借地ではないですが、借り上げ施設のことについてのお問い合わせもありましたけれども、これも資料を持ち合わせていませんが、最近1施設返しまして、確か9施設になったと思っております。これについても市の施設で必要なものは、市の施設の中に入るというのが基本だと思っておりますので、そこは個別の中身を見つつ、当然、市のスペースで余っているものがあれば、早期に解消をしていくという方針に変わりはないというところです。

取りあえず以上です。

井上委員

はい。ありがとうございます。

いわゆる買取りではなくて、純粋な借地料の見直しということで、本年6月に報告があったのは、1,215万円ということ。それで、今回、借地料見直しによる削減額は約1,300万円なので、差額の80万円くらいが、6月以降の成果と捉えております。

申し上げた課題につきましては、また次回の審議会にさせていただければいいと思います。

私どもがお願いしたのは、パワーポイントの表の中で示している黄色の部分(年度ごとの計画)です。これがPDCAの管理サイクルで回っていく上で、どうしても黄色の部分、計画が知りたいわけです。目標がどれぐらいにされているのか、年度別に計画を教えてくださいたいというのが、我々の要望です。

どこまでできるかということもありますが、問題点を見つけ、改善に結びつけるためにも、できるだけこれを開示していただき、我々と共有化してほしいということです。そこをお願いしておきます。

あくまでも目標額を達成するという強い意志を持って、平成26年度末までに、ぜひその1.5億円をやり遂げていただくということをお願いしましてまとめとします。ありがとうございました。

御室会長

はい。それでは。

前嶋委員

いいですか。

御室会長

はい、どうぞ。

前嶋委員

確認させていただきたいのですが、小柳部長さんの中で、目標と計画の違いはどのように認識していますか。

小柳財務部長

今ご質問をこの場で頂戴するまで、特段の意識の差はありません。あくまでもその計画額を達成したいということでの目標ですので、「計画額＝目標」と思っていました。

前嶋委員

はい。分かりました。先ほど、高い目標なので達成できないかもしれない、難しい、高い目標だったという発言があったのですが、普通、我々民間の場合は、できそうな数字は「計画」です。一生懸命頑張っここまで行こうというのが「目標」です。しかも 20%ですね。これも自分たちで、市の職員の人たちが立てた目標でしょう。それをこの期に及んで、高い目標なので達成できないかもしれないみたいな発言は、ぜひ訂正していただきたいと思います。

目標は目標、しかも。自分たちが立てた目標ですから、26 年度末に必ず達成していただく。こういう決意表明をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

小柳財務部長

はい。1.5 億円を削減するという目標を立てたわけですから、しっかり達成すべく、できる限りの努力をしたいと思います。

前嶋委員

はい。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

山崎委員

いいですか。

御室会長

はい、どうぞ。

山崎委員

小柳部長さんに質問しますが、先ほど借り上げ施設が、以前は 10 か所あって 1 か所返したと言いましたけれども、その1か所と、あと残りの 9 か所の内訳を教えてください。

小柳財務部長

今、資料を持ち合わせていないのですが、返したのは佐久間町にありますJRの中部天竜駅の構内に、バスの運行のために一部を借りていたところがあって、バスの廃止に伴って返還をしたのではなかったかと思います。

残りの 9 か所については、県の施設に間借りしている、例えば児童相談所、これは、もともと県の事務所の中で、県の職員が県の仕事としてやっていた部分が、政令市への移管に伴い、市で児童相談所の建物を別に建てる必要もないということで、現状、まだ引き続き県の施設の中であるといったようなものですか、あとは駅前の遠鉄のビルの中に、図書館の分館だったり、住民票の自動交付機を置かせていただいているとか、そういったものが 3 件ほどあったと思います。

それから、本庁機能を集約するというので、市役所の隣の民間ビルを借り上げているというのがあります。あと東京事務所を持っていますが、これはほとんどの政令市、中核市等の事務所が同じビルの中に入っていると。都道府県の東京事務所も、都道府県会館という同じビルの中に入っておりますので、同じような考え方かと思えますけれども、それがあったかと思えます。

山崎委員

今現在、市は返還すべきところを借りていないと解釈して良いですか。あと 2、3 か所、あるような感じですかけれども。

小柳財務部長

あとはそうですね。遠鉄のビルの中に 3 件あったと思います。あとその内の 2 か所だと思いますけれども、北遠に県の庁舎がありますが、この中に市役所の土木部の一部が入っていると思います。そこについては、早急に解消したいと思っています。

山崎委員

はい。どちらにしても、返せるところは至急返して、県の土木事務所に入っている市の施設は、移転してから返すということで良いですか。

小柳財務部長

これはまだ庁内的な、まだコンセンサスになっている話ではないですが、全体を主管している私としては、ぜひその方向でやりたいと思っております。

山崎委員

はい、分かりました。

御室会長

はい。それでは時間の都合もありますので、今のやり取りの中で、私がまとめをしたいと思えます。

まず借地解消の進捗状況の報告。これはPDCAの「C」、check の実践ということで、公開審議会で 4 回やりました。私どもから見ると、市の皆さんは一生懸命にやってはいます。計画を作成する、これは非常に頑張る。ただ、その後の検証、見直しということが、少し曖昧というか、弱いのではないのかなと感じます。

そして、そのわりに「PDCA、PDCA」という言葉は、かなり頻繁にお使いになるということで、公開審議会での進捗状況の報告をお願いしたわけですが、ですから、当然に報告することが目的ではなくて、活動内容を振り返って、目標達成のために、何をすべきかということを考えていただく。これが目的ではないかと思えます。

最終評価はあくまでも、計画が終了した後、平成 27 年度の借地料、これがどれだけ削減できた

かということで結果は出るはずです。公開審議会での報告は今日で終了ということになりますが、ぜひ小柳部長さんには、今のやり取りの中でお話したように、計画の達成のために、ぜひ強力なリーダーシップを発揮していただくということをお願い申し上げまして、次の議題にいきたいと思います。

(2) フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況について (報告)

御室会長

その次の議題は、「フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況について」となります。我々行革審では、7年前の平成18年3月から、外郭団体であるフラワー・フルーツパーク公社、この抜本的な改革の改善を求めてきました。そして公社は、平成24年度末をもって、フラワーパークやフルーツパークの土地、建物など、その固定資産をすべて市に移管をしたわけです。つまり、フラワーパーク、フルーツパークが市の財産、施設になったというわけです。

本年4月から、フラワーパークは動物園の一部業務を含めて、浜松市の花みどり振興財団、以前のフラワー・フルーツパーク公社、これを非公募で指定管理としたわけです。フルーツパークは(株)時之栖さんが、三者の競合を勝ち抜いて指定管理者になりました。従来どおりの市の直営である動物園も含めて、三つの観光集客施設が直営、外郭団体、民間企業、いわゆる三様の管理形態ということで半年が経過しました。これらの違いを検証していくことは、今後の施設運営を考える上で非常に有効だと思いますので、本日は上半期の営業報告を、まずいただきたいと思います。

それでは、鈴木部長さん、よろしく申し上げます。

鈴木農林水産担当部長

農林水産担当部長の鈴木です。よろしく申し上げます。

それでは、私から審議内容の2番目、「フラワーパーク、フルーツパーク、動物園の経営状況について」の内、まずフルーツパークについて報告します。

平成24年12月20日に開催された公開審議会において、フルーツパーク、フラワーパーク、動物園の運営方法の違いによる成果や評価を検証し、公開することとされましたので、この度の行革審議会で、年度の途中ですが、現在の収益状況や入園者数等において、旧財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社と比較し、報告します。

次のページをお願いします。指定管理者及び指定管理期間についてはご覧のとおりです。

職員数ですが、旧公社では正規職員15名、パート等19名の合計34名体制で、繁忙期にはパート等を20名程度増員して対応していました。これに対して時之栖では、正規職員を旧公社の職員15名中9名を継続雇用、新規に6名を採用して15名、パート等につきましては、旧公社19名中17名を継続雇用、新規に56名を採用して、合計88名体制となっており、そういう意味では、地元雇用の拡大が図られています。

次のページをお願いします。次に開園時間、入園料等です。開園時間については、旧公社9

時から 17 時、時之栖は 9 時から 21 時で、閉園時間を旧公社より 4 時間延長し運営しています。入園料は旧公社及び時之栖とも、大人、子どもの料金はそれぞれ同一となっています。また、障がい者手帳をお持ちの方や、高齢者の皆さまについては、旧公社はそれぞれ半額としていましたが、時之栖では無料としています。団体割引については記載のとおりです。

駐車場については、旧公社は 1 回 200 円でしたが、時之栖では無料としました。加えて、時之栖では天竜浜名湖鉄道のフルーツパーク駅との区間を、28 人乗り無料シャトルバスを、電車が到着する時間に合わせて往復運行をして、サービスの向上を図っています。

次のページをお願いします。これまでに時之栖は、自主事業として約 11 億 4,000 万円をかけて新規の事業展開を図っています。まず開園当初から年間を通じ、イルミネーションの開催を行っております。これについては、今年(11 月)の 15 日に冬バージョンのイルミネーションの模様替えを行い、点灯式も開催されると伺っています。そして、日本で初となる可動式のフローティングシステムを使った噴水ショーを 7 月に開催して、現在は夕方の 6 時から 9 時まで、1 日 6 回のショーを行っています。

次のページをお願いします。園内での飲食サービスを充実するために、以前からあるバーベキューハウスをリニューアルするとともに、300 席余りのフードコート「ペルレ」、120 席のフルーツ工房を設置しました。

次のページをお願いします。更に大温室に隣接する通路には、ワインの醸造設備を設置しまして、「トロピカル・ワインカーブ」として、地元のピオーネ等を使った浜松産ワインの醸造に取り組んでいます。このほかにも施設内の空間を有効に利用して、サッカー場や水遊び広場を整備し、サービスの充実に努めています。

次のページをお願いします。そして地元農業への貢献として、先ほどの浜松産ワインの販売や、園内で採れました梅の実を梅干しや梅酒などに加工して、フルーツパークのみならず、ほかの地域でも販売するなどの取り組みを始めています。

また、ふれあい市場では、農産物の販売の場を無料提供するなど、地域の生産者と連携をして、集客力を高めることで、本市の農業を知っていただく機会を創出し、地域の農業振興にも寄与しているところです。

次のページをお願いします。こうした民間企業ならではの創意工夫をスピーディーに発揮した結果、入園者数と入園料は記載のとおり、4 月から 9 月までを平成 23 年度時の旧公社と比較しますと、入園者は 13 万 3,740 人増の 24 万 9,072 人、入園料は 6,452 万 4,000 円増の 1 億 1,437 万 5,000 円となっています。

次のページをお願いします。収入状況です。やはり平成 23 年の 4 月から 9 月までで比較しますと、事業収入全体では、旧公社は 1 億 1,554 万 1,000 円で、時之栖は 3 億 7,406 万円となっており、伸び率は 320%を超えています。特に入園料以外の収入が 400%近い伸びを見せており、飲食等の販売サービスの充実の効果がでています。

参考までに、市からの負担金等の支出ですが、下の表のとおり、フルーツパークに関する平成

23年度の公社負担金は、1億9,877万8,000円となっています。一方、時之栖に1年間に支払うこととなっている、東側の果樹園の管理委託料は、年間7,600万円です。指定管理になりました関係で、今後の大規模な施設修繕は市の負担となりましたので、一概に比較はできませんが、通常の管理経費では、市の負担が大幅に減っていることは確かです。

以上のとおり、上半期の段階ですが、入園者の増加や事業収入は、目を見張るものとなっています。時之栖では、収支全般については現在のところ、計画どおり推移していると分析をしています。一方では、本格的な評価については、過去の公社経営の比較よりも、本年度を指標とする来年度以降の実績評価に重きを置いて頑張っており取り組んでいくということとして、市としても、今後の運営にも大いに期待を寄せているところです。

私からのフルーツパークについての説明は以上です。

御室会長

はい、それでは田中部長お願いします。

田中花みどり担当部長

はい。それでは、私から、フラワーパークと動物園について、続けて説明をします。

フラワーパークについては今年度より、指定管理制度を導入し、旧フラワー・フルーツパーク公社で、4月1日より公益財団法人になりました浜松市花みどり振興財団に指定管理をお願いしています。管理期間は3年間です。職員については、24、25年度の増減は表の通り、今年度より市の職員派遣はやめ、すべて振興財団の職員で運営をしています。

入場料ですが、大きな変化は、表の一番下、※(米印)を打ってあるところで、新理事長の塚本こなみさんの意見により、花の美しさに応じた入場料とするということで、本年度から変動料金制を採用しています。花が一番きれいな3月から6月までを本年度は600円から800円、7月から9月の3か月間を無料、10月から2月までを500円という設定で、500円としながらも、500円分の当日使える買い物券を配布していますので、実質的には無料という扱いで、現在は運営をしています。

本年度、財団が取り組んでいる新たな事業の紹介です。最初に、観光植物園として一番に努めているのが花の充実です。観光植物園としての一番の目的である花を充実し、更にそれを美しく見せる演出も心がけています。

フラワーパークの一番の売りとして、「日本一美しい桜とチューリップの庭園」と称して、桜とともにチューリップを昨年度から倍増の30万球展示し、チューリップと桜が同時に見られるという施設は全国になかなかないものですから、日本一美しいと銘打って、たくさんの方に評価をいただいたところです。

また、塚本理事長が日本一のフジの大家ですので、フラワーパークもフジに力を入れ始めています。新たな庭木仕立てのフジを園内各所に展示をしました。また、夏の期間はハンギングバスケット、花を寄せ植えするものですが、そうした装飾やヒマワリ畑などの演出を行いました。

次に、「花みどりに関する地域振興」と題して、8月7日(ハナの日)、8月8日(ハツパの日)に、

地域の皆さんに出店を頂き、フリーマーケットを開催しました。

園内福祉サービスの向上では、今まで市が関与する中ではなかなかできなかった取り組みを行いました。一つ目は、企業、団体等からの移動車両やAEDの寄贈です。更に、一番忙しい4月をターゲットに、園内の移動用の乗り物をもう1台レンタルし、お客さまサービスの向上に努めました。

また、フラワーパークのウイークポイントである高低差(坂)ですが、坂道を上るときに非常に大変になりますので、そういったものを人で対応するために「車椅子押し隊」として、学生の皆さんからボランティアを募集し、実施をしました。

更には、公園福祉、園芸福祉の事業です。これも多くの学生さん等の受け入れや、園芸教室等を新たに開催するとともに、塚本理事長さんが園外での講座等、公園福祉の研修に努めていただいています。

経営状況ということで、まず入場者数の報告です。本年度9月までで20万人を超えています。前年との比較で、4万5,000人ほどの増です。本年度は30万人を目標としていますが、10月以降、昨年は3月まで、12万5,000人ほど入っていますので、同様に推移したとしても目標は上回る予定です。4月が非常に天候で厳しかったので、前年を下回っていますが、5月以降は毎月前年を上回り、今の予想としては、もう少し伸びるのではないかと考えています。

収支状況です。これも昨年比較の表を作りました。指定管理料については、上半期6,145万円、利用料金(入場料)が6,200万円強です。

次に、売店、レストランの売り上げですが、レストランは、5月の終わりから直営にしていますが、合わせて5,000万円ほど。その他収入は、駐車場、移動車両(フラワートレイン)の収入ですが、2,500万円ほどとなっています。

一方、支出については、花を植えるお金や、いろいろ管理費等含めて7,750万円ほど。次に売店、レストランの費用として3,000万円弱。人件費がご覧のとおりで、上半期の収支差は、2,167万6,000円となっています。昨年が4,100万円ほどでしたので、1,900万円ほどの減少です。

今後の計画ですが、今、浜松市として園内の充実に乗り出しています。フラワーパークに入って右のほう(東側)に管理事務所があり、施設的には非常に良い場所ですので、ここを来場者の皆さんに使っていただけるような施設、講座が開催できるような体験学習室や、カフェコーナー等への改修工事を行っています。

また、老朽化が著しかったトイレが園内に全部で10か所あり、これについても本年度中にすべて改修、あるいは改築します。更に園内の魅力を上げるために、ベンチやパラソルを置くとともに、フジやサクラ等の植栽に努めているところです。

指定管理者の自主事業等の計画です。現在、変動料金制の中で500円の料金設定をするとともに、同額のお買い物券を配布し、園内の施設で使っていただくという取り組みをしています。そして、冬場、今月(11月)の終わりからになりますが、クリスマスイルミネーションを実施します。文化振興財団の協力をいただき、ジュニアオーケストラやジュニアクワイヤ等の演奏会も開催をしていきます。

三つ目に、レストランが直営化になりましたので、メニュー自体を拡大・充実する中で、満足度を上げるとともに、バスツアーの皆さんに来ていただくように営業活動、販促等を行っています。

また、外部協力の推進ということでは、浜松商工会議所さんの 120 周年に併せまして、フラワーパークで品種を作りましたフルサトザクラ120 本強の植樹。静岡新聞さんからは、「びぶれの小径」と銘打ち、読者の皆さんから寄付を募って、クルメツツジやシャクナゲを植えるような小道を用意していただく予定です。

最後ですが、来年には、3 年間の指定管理の中で一番大きな期待をしている大きなイベント、「浜名湖花博 2014」が開催されます。フラワーパークと浜名湖ガーデンパークを会場とし、フラワーパークではサクラの開花とともに、ガーデンパークより多少早く、3 月 21 日から開催します。一番大きな特色としては、チューリップを更に 20 万球増やしまして 50 万球に、それと共に新しく二つの庭園、花壇等を作ります。たくさんの人に来ていただけるように、今充実を努めているところです。フラワーパークについては、以上です。

続きまして、動物園です。動物園は市の直営です。職員の人数はご覧のとおりです。料金については、高校生以上を 400 円、小中学生については無料、70 歳以上の高齢者の方々についても無料という施設です。

特色的な動物園のイベントとして、8 月の 2 週から 5 週の土曜日に夜間開園「ナイトZOO(ズー)」として、普段は開放していない動物の夜間の生態等をご覧いただいています。また、夜間開園「ドリームイブニング」というのがありますが、これは障がいのある方とその家族、あるいは介助者を対象としたイベントを、8 月の最初の土曜日に開催をしています。

動物園は、各施設の老朽化が目立ち、破損等が顕著になっています。有料施設として、入園されたお客様にがっかりされないように、今、園内の魅力向上に努めています。人止め柵等のさび取りや塗装、補修、更には動物とのふれあい広場も、塗装をし直したところです。子どもさんが楽しんでいただけるように、遊具についても新たに設置しました。

今後の計画については、本年度、動物の購入計画として、アミメキリンの若いオスが 1 頭いますので繁殖が可能となるように、メス 1 頭の導入を進めています。また、動物愛護教育センター(イヌ・ネコの施設)が、来年度以降に敷地内で運営を開始しますので、「いのちの教育事業」を、更に充実したいと思っています。

また、平成 27 年度を目途に、今の動物園を将来的にどうするか、再生計画を作り、動物園の再整備に乗り出していきたいと考えています。

入場者数は、昨年対比で 4 月に 1 万人減でした。その影響をかなり受け、上半期合計については、ほぼ同数の 1 万人減となっています。

収支状況ですが、入園者数自体は減ったのですが、有料入園者数は増加したことから、入場料は昨年より少し多くなっています。駐車場料金については指定管理の中でお願いしていますので、指定管理者の収入となっています。

費用ですが、表の作りが、動物園と緑政課と 2 列書きになっています。これは、動物園の中の

植栽や清掃等、あるいは料金徴収等の動物飼育に関わらないような業務については、フラワーパークと併せて館山寺総合公園として一体的に管理するために、花みどり振興財団にお願いしていますので、その予算については緑政課が所管となっています。上記以外の運営については動物園が所管をしていますので、2列書きにしました。動物園部分の指定管理料は、900万円強となっています。数字的には以上です。

御室会長

はい。田中部長、鈴木部長、どうもありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。はい、山本代行どうぞ。

山本会長代行

山本です。この三つの公園と言うか、施設について、まとめていろいろ聞きたいと思います。

その前に、先ほど借地の適正化計画ということで、財務部長からご説明がありました。ご承知のように、フラワーパーク、フルーツパーク、動物園、そこに多くの借地があります。そこは誰が責任を持っているかという、これは市でありまして、所管部門である産業部とか都市整備部が責任者ですね。それでお伺いしたいのですが、先ほどの重点施設 36 の中に、動物園、フラワーパーク、フルーツパークは入っていますか。小柳部長。

小柳財政部長

個別の内容をお話ししていませんでしたが、公園は入っております。

山本会長代行

はい。フラワーパークは。

小柳財政部長

はい。フラワーパークも入っております。

山本会長代行

フルーツパークも。

小柳財政部長

フルーツパークは入っておりません。

山本会長代行

動物園は。

小柳財政部長

入っています。

山本会長代行

資産経営課が取りまとめ役ですが、あくまでも所管課が責任を持っているわけなので、今説明いただいた部長さん方、少しは交渉が進んでいるのですか。あるいは何か努力をされているのでしょうか。田中部長、鈴木部長。

田中花みどり担当部長

フラワーパーク、動物園がある館山寺総合公園について、借地解消の交渉を、地権者の皆さん

のご理解をいただく中で進めています。実際、進捗率については、今が一番慎重な時期なので、きちんとした数字を、申し上げられませんが、予定としては少し遅れていると認識しています。買い取りをご理解いただいている地権者の方が出てきている状況で、公園課が所管であり、2 人の専任職員が動物園に席を置いて、交渉をしています。

山本会長代行

交渉に応じている地主さんが何人かいるとおっしゃいましたが、その方たちの分だけ 7 割ぐらいいくのですか。確か借地料は年間 5,000 万円以上でしたか。

田中花みどり担当部長

はい。5,000 万円強の年間借地料です。件数で 123 の筆がありますが、今現在、先ほどの借地の審議の中でお示した数字(購入による借地料の削減見込み額)の半分以上を、ここで占めていると考えています。

山本会長代行

そうですね。ずいぶん進んできたなと感じます。

フラワー・フルーツパーク公社の時代には、一つの課題として借地の問題がありました。忘れたかと思っておりましたが、ちゃんと覚えてやってくれたので、大変ありがたいと思います。ぜひ、先ほどと同じように計画を年度ごとに作って進めていただきたい。平成 27 年 3 月には、対象とした借地のほとんどが解消しましたという答えをぜひ聞きたいと思います。

それでは、先ほど会長から話がありましたように、今年の 4 月 1 日からフラワーパーク、フルーツパークは指定管理者制度が導入されました。フラワーパークは外郭団体である公益財団法人浜松市花みどり振興財団、かつての浜松市フラワー・フルーツパーク公社が名前を変え、公益財団法人になりました。フルーツパークは先ほどお話ししたように、民間企業の(株)時之栖が、指定管理者として運営をしております。そして動物園は、従来と同じように市が直営です。

平成 25 年上半期における先ほどの説明をまとめますとこんなふうになります。フラワーパーク、フルーツパーク、動物園、それぞれの総入園者数、収入、それぞれの前年比。フラワーパークは年間目標に対しての半年間の達成率。非常に増えたところ(フルーツパーク)から横ばい(フラワーパーク)、あるいは少し減少(動物園)となっています。

それぞれの施設の運営団体が違うことにより、こういう結果ですが、浜松市としては、それぞれの管理者を選択したことの結果として、この状態をどう評価されているのでしょうか。

良いとか悪いとか、失敗だったとか、そういうことになるかと思えますけれども。

鈴木農林水産担当部長

はい。まずフルーツパークからお答えをさせていただきます。

フルーツパークについては、もともと公共施設、農業振興施設として、平成 8 年にオープンをしました。その時の趣旨であった、施設園芸の栽培標本や先端技術の展示を行うガラス温室、露地での果樹栽培技術を学習する大型圃場(ほじょう)など専門性の高い農家の需要に対する研修施設とか研究施設などについては、趣旨もそのままに指定管理者が継続しています。そして、果樹

栽培に興味を持っている市民の方とか子どもさんにも非常に多く訪れていただいて、収穫体験等で地元の、自分のさわったものを食べるという、最初の趣旨をそのまま継続した形に、時之栖さんの斬新なアイデア、いろいろな投資が加わり、集客数が著しく伸びています。

それに伴い、施設の中にある「ふれあい市場」でも、地元産農産物の販売や、それを加工して販売するという地産地消、六次産業化の推進施設としても、非常に大きな注目を浴びており、今後まだまだ伸びるのではないかと考えています。

そういう意味において、公共施設としても、観光施設としても、現在のところ浜松市としては大成功の事例ではないかと考えています。フルーツパークについては以上です。

山本会長代行

フラワーパーク、動物園はいかがですか。

田中花みどり担当部長

フラワーパークについては、観光植物園という性格上、花の美しさで、料金を払っても満足いただける施設として再生を図ることを決めて、園芸の技術がある旧公社、現在の花みどり財団に指定管理者をお願いし、同種施設の経営実績がある塚本さんを理事長に迎え、本来の花で勝負ができる施設として再スタートをしました。

そういったことから考えると、これまで昨年とは違う形で、3月のチューリップとサクラの演出から始まり、いろいろな花が充実し、来園者の皆さんの「花がきれいだ」というような声を、財団を通して私も聞いておりますので、こうした選択肢は間違いでなかったと思います。

もう一つ、フラワーパークは入場者数がどんどん落ち込み、こうした傾向に歯止めをかけ、更に今度は右肩上がりにしたかった。今まで、「フラワーパークに行っても花がない」などの理由から、来ていただけなくなったとも考える中で、7、8、9月は無料ではありましたが、たくさんの人に足を運んでいただいた。上半期の実績を考えると、この財団へお願いした判断は間違いではなかったと考えています。

動物園は入場者数も減少傾向です。動物は非常に神経質で、飼育も継続性が大切ですので、ここについては今までどおり直営を選択しています。

昨年比では、フラワーパーク、フルーツパークと比べて入園者数も伸びていませんが、今、環境の整備に努めています。本年度、キリンを購入予定であり、さらに来年度以降の再整備計画により入園者数の上昇に努めていきたいと考えています。

昨年から申し上げたとおり、動物を主体として飼育の継続性を優先に考えてやっています。

山本会長代行

はい、ありがとうございます。

簡単に言えば、フルーツパークは◎(二重マル)、フラワーパークは○(マル)、動物園は×(バツ)、半年間とはいえ、結果はずいぶんはつきり出てきたと思います。

ところで、フルーツパークは、お客さんがたくさん来ているとはいうものの、今は農業振興施設ではないのではないかと。商業施設、観光施設だと思います。ですから、そういった施設を市が所有し

ているというのは、将来的には考えなければならないことと思います。

もう一つ、先ほど話があったように、指定管理者が 11 億円強の投資をされています。指定管理期間は 3 年です。半年過ぎました。次の指定管理者の公募をするのが、今から 2 年後です。そのときに、当然投資をされたところは継続を希望するのですが、他者が応募することも考えられるわけで、先々の予定も含め、どんなふうにしるかはお考えなのでしょうか。

鈴木農林水産担当部長

はい。公共施設、また農業振興施設としての色合いが薄れていっているのではないかとご質問でしたが、先ほど、浜松市としての評価のところでお話したとおり、当初の農業振興施設、公共施設としての趣旨は、依然として保っていると考えています。

ふれあい市場の中で地元産の農産物、加工品、その他いろいろなものを売っています。そうした中での六次産業化、地産地消です。

また、新聞でも報道され、ご存じかと思いますが、園内にリンゴ並木があります。そのリンゴ並木を、近隣の都田小学校、都田南小学校、都田中学校の生徒さん、児童さんに、収穫体験を毎年行っていておられます。収穫体験のみならず、管理、肥培管理まではいきませんが、草むしりとか、そうした管理の手法を学んだり、楽しんだり、「食育」の面でも大きな貢献をしている施設だと考えています。

そういう意味において、観光施設の色合いは、以前より数段強くなりましたが、もともとの農業振興施設、公共施設としての色合い、趣旨も保っていると考えています。

それから、今後の指定管理のあり方については、今のところ時之栖さんは、当然ですが、こうした現状から、長い期間を今の体系で続けていきたいというご希望を持ってらっしゃるようです。

そうした中で、浜松市も今後 2 年間の推移を見ながら、26 年度中には、再度、指定管理者を公募するのか、例えば、フラワーパークのように非公募にするのか、非公募ありきとすることではありませんが、いろいろなスタイルの中で、例えば、指定管理者の契約期間延長という方法もあろうかと思っています。そうしたことも含めて、今後、慎重に推移を見守りながら考えていきたい課題と考えています。以上です。

山本会長代行

はい。公共施設であることは間違いのないわけで、市が所有しているのですから、ぜひ公平に、公正に選ぶようにしていただきたいと思います。

鈴木農林水産担当部長

はい。

山本会長代行

フラワーパークも指定管理は 3 年契約でしたね。今回は、非公募で選定しました。2 年後は公募するのですか。

田中花みどり担当部長

はい。これまで私がこういった場で申し上げてきたとおり、次の更新時期については公募でやっ

ていきたい。個人的な気持ちとしては、その公募の中で花みどり振興財団さんが応募いただいて、ほかの応募者と競争していただきたいと考えております。

山本会長代行

これも是非、公平、公明正大に選定をお願いしたい。

さて、これは以前の公開審議に出されたもので、フラワーパークと動物園の一体化について、平成 23 年から 24 年の市の動きです。24 年 3 月以降、ちょうど 1 年半たったのですが、何か考えていましたか。田中部長さん、何か活動をしたのでしょうか。

田中花みどり担当部長

23 年に庁内の皆さんと、あるいは外部の委員を集めた検討会を開催したことは、このスライドのとおりです。ここで今後の館山寺総合公園についての考え方を、庁内的にはまとめたところですが、金銭面の裏づけのある計画ではなく、長期的にはこういった考え方もあるということを示した段階でした。

それ以降、行革審の審議では、フラワーパークについては非公募で花みどり振興財団、動物園については直営という考えを示していますので、今現在、この計画が進んでいるかといえば、これは進んでいません。先ほどのパワーポイントの画面で示したとおり、今後のフラワーパークの推移を見ながらということで、昨年も説明しましたが、動物園については、必要なものは活かせるものもありますので、そういった中で、27 年度を目途に、現在の財政状況も勘案し、新しく動物園の再整備計画を作りたいと、今は考えています。

山本会長代行

もう時間がないのではしよりますが、前は館山寺総合公園という言葉を使っていました。その中身は動物園とフラワーパーク。今説明があったように、フラワーパークはどんどん中身が濃くなっているというか、改善が進んでいます。動物園は手すりを塗ったぐらいです。私は、先月 30 日に久しぶりに動物園へ行って来ました。手すりはきれいになったけれども、あとは何も変わっていませんでした。何事も遅れていると思います。今年の政策・事業評価においても、動物園の運営について、進んでいないとか、改善、廃止、縮小という評価がされていました。

先ほど、平成 27 年度までに動物園の再整備計画を作るとおっしゃっていましたが、私は、どういう動物園にするかというのを、もう一度考え直すべきだと思います。トラだ、ライオンだ、ゾウだ、シロクマだ、ユキヒョウだ、さっきのアミメキリンだという事ですが、今更と言っては悪いけれども、本当にそういう動物が必要でしょうか。日本平動物園とか、豊橋の動物園には、そういった大型の動物がいるわけで、今更お金をかけて浜松市が同じようなことをやっても、たぶん無駄になるのではとも思うわけです。

それから入場者は 16 万 4,000 人ですが、半分以上、55%ぐらいは無料入場者です。無料入場者というのは、中学生、小学生、幼稚園児です。30 日に行ったときも、園児がたくさんいました。座ってお弁当を食べていましたが、そういう人たちが主なお客さんで、その両親だとか、おじいちゃん、おばあちゃんが有料で入園していると思います。ですから、主なお客さんは子供たちである

ということから、考え直したらいかがかなというふうに思います。

それからもう一つ。入園者数の増加だけを意識するというのもいかがかと思ます。もともと「いのちの教育事業」という目的があったわけですから、むしろ、そちらの目的を果たすために、どんな施設にすべきか、ということを考えていただきたいと思ます。

先ほどの説明にあったと思ますが、「公の施設として来園者サービスを第一に」と言っても、来園者は大人ではなく、子どもが主体です。「いつでも誰もが楽しめ、感動的でおもてなしの心にあふれた憩いの施設にする」ということでした。動物園でのおもてなしとはどんな内容でしょうか。市の説明が具体的に理解できませんので、一から見直すことをやっていただきたいと思ます。

それから施設の欠点というか、浜松動物園には坂が多いですね。旭山動物園は坂をうまく利用して、見せるものを作っているそうです。何か集中できるものがあれば、そちらに気を取られて、意外に坂を意識せずに上って行ってしまふところもあると思ふので、そんな工夫もしていただきたいと思ます。ただし、条件はお金をかけずに。それをお願いしたいと思ます。以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。はい。前嶋委員どうぞ。

前嶋委員

山本さんは、非常に厳しくて、フルーツパークが◎(二重マル)で、フラワーパークが○(マル)で、動物園が×(バツ)と言いましたが、私的には、◎は否定しませんが、動物園は結構頑張っていて、×じゃなくて△(三角)でも良いと思ます。逆にフラワーパークは、これからなので、○は少し甘いかなと、そんな感じがしました。

その中で、ほぼ1年前、第4回公開審議のときに、動物園とフラワーパークを一体的に管理するというような説明がありました。施設の一体的な管理を、花みどり振興財団に任すというお話だったと思ます。そうすることによって、効率的に経費が下がるとか、あるいは同じ費用だったら内容が充実する、ということを目指したと思ふのです。半年たちましたが、この施設管理に限定して結構ですが、例えば駐車場の管理が一体化したのでこれだけ効果がでたとか、そういう成果があったら、少しお聞かせ願います。

田中花みどり担当部長

はい。動物園業務で、花みどり振興財団をお願いしているものは、入園券の販売、植栽等の管理、駐車場料金の徴収です。

これについては、昨年までは動物園側の入り口に、フラワーパークの職員と、動物園が委託をした会社の職員が並んでいました。つまり、どんなに入園者が少なくとも2人分の費用がかかっていたわけですが、今は入園券の販売業務は財団をお願いしていますので、その部分について、効率的な運営となっています。忙しくなれば更に応援もできる体制です。

併せて、いろいろな一体としての運営をしていただいています。植栽管理は財団さんが専門職ですので、台風が何回か来て、動物園内の木や枝が折れ散乱しましたが、迅速に対応していただいています。清掃も、塚本理事長がフラワーパークにおいて厳しく指導されていますので、時間の

ある限り動物園の中も回っていただいて、いろいろな意味で、フラワーパークと同様に、動物園もきれいになってきていますので、業務についての効果はあったと考えています。

前嶋委員

分かりました。確かにおっしゃるとおり、入場券を売る係が 2 人もいると無駄になる。非常に分かりやすい例を説明していただきました。ありがとうございます。実は我々も、こういう効果は非常に期待しておりましたので、今後もぜひ、一体化することによるメリットを、どんどん出していただければ良いのかなと思います。

もう一点質問ですが、フラワーパークですが、今年 3 月の第 6 回の審議会のときに出してくれた市の資料を見てください。フラワーパークの入場者数が非常に増えている、これは私も評価したいと思います。少し市民の目が遠のいてきたところへ、無料という、非常に思い切った手を打たれました。人を呼び込むことによって、「ああ良かったな」と思う方もきっといらっしゃると思うので、このやり方を、私は非常に評価したい。それから変動料金制も、集客という意味では、お客さま目線で非常に良いと思います。

実は、お金のことを言って大変申し訳ないのですが、無料にした 7、8、9 の 3 か月で、例えば入場者が、お金を払ってくれたらというのをざっと計算しますと、前年の 3 か月間の入園者は少ないですけど、2 万人強います。そうすると 23 年度だと 180～190 万円ぐらいになります。

それから、10 月から 2 月は入園料が 500 円ですが、実質 500 円の買い物券を付けるので、言ってみれば無料みたいなものです。例えば、23 年の 10 月から 2 月の入場者が 7 万 2,000 人弱でした。500 円はいただいていますので、通常の 800 円から 300 円分入場料が減ったと考えても、5 か月間だと 2,000 万ぐらい減ります。それをレストランや売店の売り上げで賄おうと計画されていると思うのです。当然に、物販は物を売った金額 100%すべてが、財団の利益にはなりません。仕入れとかいろいろな費用がかかります。普通の物販ですと、利益が 20%とか 30%とか、そういうレベルなのかとも思いますが、そういう率で計算すると、売上高の増加分が、1 億とか 1 億 5,000 万円ぐらいないと、無料分を吸収できなくて、逆に赤字になってしまうのではないのでしょうか。

現時点での結果だけで評価するのは当然早い話だと思いますが、先ほどの説明でも、フラワーパークは上半期の収支はプラスでしたが、前年対比では、マイナスでした。この辺について、例えば、売り場の面積を広げるとか、商品の品揃えを民間の協力で増やすとか、計画がたぶんあると思いますのでご説明いただきたいと思います。

田中花みどり担当部長

はい。私も一応答えられますが、塚本さんが今、手をお挙げになっているので、私よりもきちんと答えていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

御室会長

はい。では塚本さん。

塚本花みどり振興財団理事長

塚本です。常日ごろのご支援とご協力、心よりお礼を申し上げます。

今の前嶋委員からのご質問ですが、皆さまが収支についてご心配をいただいていることは、私も承知しています。

まず、最初に言い訳ですが、今年は3月の29、30、31日にサクラが満開になりまして、この3日間だけで3,000万円の売り上げがありました。すなわち平成24年度収入となってしまう、4月1日以降のサクラ満開を予定していた今年度収入計画からずれてしまいました。

そして入園料を無料化、もしくは買い物券をお出しすることによって実質無料となり、今まであった入園料が減ってしまったということに対し、収支はどうするのかというご質問かと思えます。前期である3月末3日間だけで3,000万円を確保できたということから、今年度は、3月21日から花博がありますので、そこで、その分は十分確保できるだろうと思っております。

ご質問の無料化及び500円の買い物券について、私は、この時期(夏、秋)に、フラワーパークに入園する正当な価格とか妥当性が、800円では高すぎると認識をしていました。そして、半年とか3か月の評価ではなくて、年間の収支がしっかり取れば良いと認識をしています。

そして今年もう一つ残念だったのは、4月1日から1,000円にする予定でしたが、満開時期が3月末になりましたので、これは正当性に欠けるということで、800円のままで、4月1日以降、入園料を上げるということをしませんでした。あくまでも花の美しさに応じて、変動制を取るということに対して正直になった結果が今、マイナスになっていると思っております。

今年、私自身が認識したことは、とにかく距離が遠のいてしまったフラワーパークを、市民の皆さまやご来園の皆さまから、もっと近い距離に戻し、「フラワーパークは変わりつつある」と、変化する過程を見ていただくため、まず入園者増加を目指しました。入園者数が増えることによって、収支はきっと付いて来ると、私自身は確信しています。

花博が始まる3月21日から3月末までの10日間、このために、今、全力をかけまして準備をしています。ガーデンパークさんが4月5日からですので、この2週間にまさに、「まずフラワーパークに行こう」という大作戦を行っていますので、25年度について収支は取れると、私自身は考えています。

大変ご心配いただいていることに感謝を申し上げ、説明にはなりにくいかもしれませんが、ご来園のお客さまに納得をしていただける園づくりというもの、収支はもちろん大切ですが、まずお客さまに周知をし、認めていただいて、次の来園、リピーターにつなげ、それが収支につながると考えております。十分なお答えにならなくて申し訳ありませんが、そんなふうにご理解をいただきますと、大変うれしく思います。

前嶋委員

はい。ご丁寧にありがとうございました。

私が質問をしたかったのは、3日で3,000万の売り上げがある。その実績を以前伺っておりまして、人が来れば売り上げも増えるのは当然ですが、分かりやすく言うと、買いたいけど物が売り切れて、なくなってしまうこともあります。例えば、1万人の入場者を予定して用意したレストラン、あるいは売店を、そのままで3万人の入場者、5万人の入場者を受け入れるつもりなのですか。その

準備はされているのですかという質問です。

塚本花みどり振興財団理事長

今、花売り場とレストランの充実に、私自身の神経を注いでいます。花売り場は、以前、別のところにありましたが、メインエントランスに移動し、かなり上回りつつあります。レストランメニューも、私の畑で作った無農薬のものを持ち込んで原価を安くし、大変人気なメニューも出始めています。一番顕著に出ているのが、駐車場料金です。7月、8月、9月は、前年の3.5から4倍のお客さまにお入りいただきましたので、1台200円ですが、駐車場料金は倍増になっています。それとフラワートレイン号の収入も倍増になっていますので、そういった小さなことを積み重ねながら、収支をとりたいと思っています。

前嶋委員

はい。まだ期の途中ですので、私もできないというつもりは毛頭ありませんが、振興財団として指定管理を受けて、フラワーパークを運営していく上では、失敗は許されないと、私は思いますので、せっかく来た人を無駄にせず、ビジネスチャンスをつまんで下さい。

片や、施設を充実して来園者に満足感や感動を生み出しながら、片や、事業者としてしっかりと採算を取っていただく。純利益と売り上げというのは差がありますので、この辺は市のほうにも専門の方がたくさんいらっしゃると思いますから、ぜひご協力をいただいて、良い経営をしていただければと思います。以上です。

塚本花みどり振興財団理事長

はい。ご指導ありがとうございます。

御室会長

はい。塚本さん、どうもありがとうございました。それでは、はい、村松委員どうぞ。

村松委員

私からも二点ほど。今のお話からもフラワーパーク、フルーツパークと順調に行っているなど、思っています。スライドの「施設の概要」のところを見ると、フラワーパークの所管課が都市整備部、緑政課となっていて、その横には、都市整備部の下に動物園と出ていますが、動物園という課があるのですか。

田中花みどり担当部長

はい。動物園として一つの課とご理解いただきたいと思います。

村松委員

一つの課ということですね。はい。

先ほど一体化ということで、園内の植栽管理とか入園料の徴収など、一体化が進んでいるということが分かりましたが、今、フラワーパークもたくさんのお客さまが来ているから、その辺の動物園との連携というのは、どのように考えていますか。

田中花みどり担当部長

はい。動物園とフラワーパークの連携については、イベント等、そういったお考えもあるかと思い

ますが、これまでの半年間については、イベント等の連携は特に実例としてはありません。

毎月 1 回以上、フラワーパークではいろいろなイベントを開催しています。しかし、動物飼育においては、音にかなり神経質な動物がたくさんいます。そういった中で、今は、緑政課と動物園と財団の職員が、連絡会で調整をしている段階です。

村松委員

動物園ですが、市内の幼稚園でも、浜松市の動物園ではなく、隣の豊橋市の動物園に遠足に行っているという状況も聞きます。市内で、最初に動物と子どもたちがふれあう、そして、お年寄りも、動物とふれあう場所はここしかありませんので、ぜひ、27 年度を目途に再生計画をしっかりと作っていただいて、より良い動物園にしてほしいと願っています。以上です。

御室会長

はい。どうもありがとうございました。

傍聴の皆様には、本日の質疑を聞いていただき、どこに問題点があり、どこが良いのか悪いのか、ご理解いただけたのではないかと思います。

それでは、時間も押していますので、次の議題に移ります。

(3) 入札制度について

御室会長

入札制度とは、大きなものでは建設や土木工事、小さなものでは文房具など、市が必要とする様々なものをどこから購入するのか、その相手方を選ぶための手段です。

例えば、浜松市における平成 24 年度の 130 万円以上の建設工事は、件数にして 993 件、予定価格は 307 億円ありました。実際に業者と契約した金額は約 273 億円、予定価格に対する契約金額である落札率は全体で 89.1%となっています。例えば、この落札率が 1%違うと約 3 億円の差が付くということです。

行財政改革にとって非常に大きな数字でありますので、今回は入札制度について審議を行いたいと思います。

それでは、小柳部長さんからご説明をお願いします。

小柳財政部長

はい。それでは説明を始めます。

スライドをお願いします。これは入札に関する根拠法令で、地方自治法第 234 条という規定があります。

次のスライドをお願いします。ここから浜松市の入札制度の説明が続きます。「建設工事の入札方法」で、予定価格に対する入札方法が、おのおの欄にあるような状況となっています。

次のスライドをお願いします。「最低制限価格制度」というものがあります。概要としては、入札価格が予定価格以下でも、最低制限価格を下回った場合は、自動的に失格となる制度ということで、根拠法令も併せて掲示しています。その算出方法には、中央公契連モデル(工事請負契約に係

る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル)があり、我々もそれに準拠をする形になっています。予定価格の算出基礎となった直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計額を調査基準価格として、その額に 95% 乗じて得た額を最低限価格制度とします。おおむね予定価格の 83% になります。

次のスライドをお願いします。もう一つの制度として、「低入札価格調査制度」というものがあり、浜松市では、平成 13 年から導入をしています。こちらは入札参加者が示した最低価格の入札価格が、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる基準を下回っている場合、すぐに落札者を決定せず、調査を実施した上で決定する制度です。予定価格のおおむね 83% から 87% を設定しています。

次のスライドをお願いします。別の制度として、「総合評価落札方式」があります。浜松市では平成 19 年から本格導入をしています。総合評価落札方式とは、価格競争だけでなく、入札参加者から提示された価格や技術提案等の内容について総合的に評価を行い、もっとも価値の高い申し込みを行った者を、落札者として選定できる入札方式です。

次のスライドをお願いします。最低制限価格とか、低入札価格調査制度の説明をしましたが、予定価格に対して、どういった関係にあるのかを表にしたものです。

次のスライドをお願いします。「入札制度をめぐる経緯」ということで、国と全体の動きを紹介しています。平成 11 年に国土交通省の事業で、総合評価落札方式が試行されました。平成 12 年 11 月に、入札契約適正化法が制定され、その主な目的が、入札手続に関する透明性の確保、公正な競争、受託された者の適正な施工の確保、不正行為の排除徹底、こういった四つの目的がありました。

また、それらの内容を指針として示すものが、平成 13 年 3 月に「入札契約適正化に関する指針」として閣議決定され、ガイドラインとなっています。これはその後も適時改定がなされ、地方公共団体の各種入札制度を決定する際の指針となっているものです。こういう指針の中で、低入札価格調査制度を浜松市も導入したという経緯です。

次のスライドをお願いします。平成 14、15、16 年あたりの公共工事が減少する中で、価格競争が激化し、ダンピング受注とか、適正施工への懸念といったことが大きく取り上げられた時期があります。そういう中で、平成 17 年に公共工物品質確保法が施行され、価格だけでなく、価格競争と品質で総合的に優れた契約を目指していきたいという転換がなされています。そして、平成 18 年 12 月には入札契約適正化法や公共工物品質確保法等を踏まえ、国から通知がありました。

これらの通知を踏まえ、浜松市においても総合評価落札方式の本格導入とか、それ以前からあった低入札価格調査や最低制限価格制度を継続して実施しているという状況です。ただ低入札価格調査や最低制限価格の価格帯はどうするかは、各市の判断に任されています。

次のスライドをお願いします。「最低制限価格の各政令市の設定状況」を一覧にしました。表の見方として、一番極端な例では、千葉市をご覧ください。政令市になるとWTO(世界貿易機関)協定が適用されますが、千葉市については、予定価格 19.4 億円以下すべてに、最低制限価格を

設定しています。一方、堺市では、6,000 万円以上のものについては、最低制限価格を設定していません。

次のスライドをお願いします。このスライドは「低入札価格調査の設定状況」です。例えば千葉市ですが 19.4 億円以下の価格帯においては、最低制限価格制度を導入していますので、それ以上の金額案件について、低入札価格調査を設定しています。先ほど、一番価格帯が小さいと紹介した堺市は、最低制限価格を設定していない 6,000 万円以上の価格帯において、低入札価格の調査を設定している状況です。

次のスライドをお願いします。三つありますが、まず最低制限価格を設定していない金額帯は、予定価格 1,000 万円以上と書いてありますが、間違いで、6,000 万円以上です。先ほどご紹介しました堺市の 6,000 万円が該当するわけですが、これより上では低入札価格調査制度を導入しているということです。

最低制限価格を設定しない入札の価格帯が一番広いのが堺市。2 番目に広いのが広島市で、順番に数えると、浜松市は 6 番目となります。

また、最低制限価格や低入札調査基準価格の算出方法ですが、こちら 20 市中 19 市が中央公契連モデルまたはそれに類似したものを採用しているという状況です。

次のスライドをお願いします。一つ目として、「浜松市における入札状況の課題(1)」ということで、他の政令市に比べ落札率が高いということです。予定価格 1 億円以上の工事を対象とした調査では、浜松市の落札率は全政令市の平均と比較すると 4%程度高く、政令市の中では 4 番目に高い。1 年前の 23 年度では、政令市の中では 3 番目に高かったという状況です。全政令市の平均は、最近上昇傾向にありますが、浜松市は平均より高い状況にあります。

次のスライドをお願いします。「政令市における落札率の推移一覧」です。平成 24 年度に一番落札率が低いのが堺市です。一方、広島市とか、4 番目の名古屋市などは、一度下がった後、高くなっているという状況です。浜松市は 17 番目ということです。先ほど行革審の会長から説明があったのとは、対象としている工事が違うために率が違うということです。

次のスライドをお願いします。「浜松市における入札状況の課題(2)」ということで、合併後、建設工事の一般競争入札におきまして、地域要件を設定しています。地域要件として、①旧浜松市・雄踏町・舞阪町、②浜北区、③天竜区、④引佐 3 町の四つの地域を設定しています。旧浜松市以外の 3 地域においては、入札参加の資格登録業者数が少ないため、入札参加数が限られるという状況です。業者数を示したのが 16 ページのスライドです。

次のスライドをお願いします。今、述べました「課題に対する取り組み(1)」ということで、浜松市においては、最低制限価格の適用案件の上限の設定について、平成 24 年度から 3 億円以下にしました。それまでは 3 億円から 19.4 億円までの工事については、最低制限価格を適用していましたが、24 年度からは適用しないことにしました。その価格帯については、最低制限価格は適用しませんので、低入札価格の調査は引き続き設定するというように制度を変えたということです。

続きまして、次のスライド 18 ページをお願いします。「課題に対する取り組み(2)」ということで、

地域要件についても緩和をしているという状況です。建設工事の一般競争入札における参加条件について、3,000 万円以上は市内全域の業者を対象とするということです。平成 17 年合併後から平成 23 年までは、5,000 万円未満は地域要件がかかっていました。それを平成 24 年度に 4,000 万円に、平成 25 年には 3,000 万円に引き下げてきたという状況です。

また、総合評価落札方式の対象拡大ということで、一般競争入札において、総合評価落札方式をできるだけ増やしていこうという取り組みをしています。

最後のスライドをお願いします。「浜松市の平成 25 年度調達方針」です。一般競争入札において 3,000 万以上というのと、1,000 万以上 3,000 万未満とあります。この 1,000 万以上 3,000 万未満の工事については、最初に地域要件で各地域内の業者を選定しているということです。つまり 3,000 万円以上になると、最初から市内全域から業者を選ぶということです。これが 18 ページの補足説明です。説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、審議をしたいと思います。はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

落札率が高いということと、地域要件の二点が課題とお話がありましたが、私も落札率が高いというのと、地域要件のことが問題だと考えていました。行革審の委員となって 4 年になりますが、市の課題と私どもが考える課題が一致したというのは初めてかと思います。そういう意味で、非常に今日はやりやすいと思っています。

平成 23 年 10 月 18 日の第 3 次行革審の答申で、「入札制度を見直し、工事の落札率を低減させること」ということが一つ。平成 22 年度の落札率は 19 の政令都市中、ワースト 1、19 位だったわけです。こうしたことから、何とか落札率を低減させる方法を考えてもらいたいと答申しました。

それから、直接、入札には関係ないのですが、市の施設の建設コストが、民間と比べて非常に高いため、民間並みのコストに下げてもらいたいと、この二点を答申しましたが、市が我々の要望に応え、改善をしていただきました。

次のスライドを見ていただきたい。最低制限価格制度、先ほど部長さんから説明がありましたが、適用範囲が 250 万から 19.4 億円と、23 年度までは非常に幅広い適用範囲で行われていました。市も考えていただき、24 年度以降は上限を 3 億円未満に下げ、最低制限価格の適用範囲を非常に狭めました。まだ効果は出ておりませんが、私は将来的には効果が出てくるのではないかと考えています。

もう一つ、坪 72 万 5,000 円という、井伊谷の市営住宅のような非常に高額な建物を造ってしまった。そういうことに端を発して、我々行革審は、組織を変えてもらいたいということをお願いしたわけですが、それに対して、市は、技術監理課を土木部から財務部、公共建築課を都市整備部から財務部へ、要するにライン部門からスタッフ部門へ組織の移管をしました。財務部が調達関係もやっていますし、財政上のイニシアチブを持っているわけですから、ここでその目的にあった建物を

造れば、より効果が上がるはずですが、縦割り組織の中で、相当ご苦勞があったと思いますが、私は非常に評価をしたいと思っております。こういうことで、非常に前進してきていると感じています。

次のスライドです。全国の落札率が出てきましたが、政令指定都市の中で 17 番目、落札率が 90.4%。これは 24 年度の実績ですから、先ほどの最低制限価格の適用範囲を狭めたにもかかわらず、まだ高いという結果になっているわけです。まだまだ改善の余地があると思います。その表に書いてありますが、堺市の落札率は 72.2%、計算上これを浜松市に適用すると、市は 23 億円の低減ができることとなります。堺市は、政令指定都市の中で非常に優秀な都市になっています。

それからお隣の静岡市は 86.6%、浜松市よりも優れている結果が出ています。私としては、せめて静岡市ぐらいの落札率になってほしいと思っています。その横に 23、22 年度とありますが、浜松市も 90%前後を動いている状態で、24 年度から対策をしているのですが、まだいろんなやり方があるのではないかと考えています。

そこで質問ですが、落札率がほかの都市に比べて高いということで、今後、対策についてどんなことをお考えでしょうか。

小柳財政部長

はい。課題ということで、落札率が高いということがありました。今、委員のほうから組織を移管したというお話がありました。実際のところ、まさに、ややもすれば、要求過剰になりがちなところを財務部に取り込み、最初の予定価格を作るところから相当抑える、華美な設計にならないような、そういう努力もしています。落札率ということだけでは、落札率は分母が予定価格ですので、最初から相当絞った予定価格にしますと、建設コストが同じでも、落札率はなかなか下がらないという、そういうジレンマは抱えてはいます。そういう中で、例えば最低制限価格について、見直しをしたところですが、まだそこまで効果が出ていないと私も思っております。

浜松市の場合は、現在、低入札価格調査制度が 1 億円以上ということで、1 億円から 3 億円の部分については、両方の制度が併存している形になっていますので、今後は、最低制限価格の適用を、3 億円から 1 億円まで撤廃することも含めて、もう少し工夫ができると考えています。

山崎委員

はい。ありがとうございます。

部長さんの意見に大賛成です。スライドには各都市の最低限価格制度の適用範囲が出ていますが、浜松市も、先ほど説明があったように、上限を 19 億 4,000 万円から一気に 3 億円まで落としたわけです。堺市は政令指定都市で最優秀な落札率を持っていると言いましたが、先ほど部長さんから説明がありましたように、最低制限価格の適用範囲の上限が 6,000 万円です。非常に低いわけです。静岡市においても、1 億 5,000 万円、これも浜松市より低いです。それから行政体が違いますが、静岡県の場合は 5,000 万円という適用範囲になっているわけです。市がそういう意向を持っているならば、こういう他都市等の事例も参考にさせていただいて、静岡県並みの 5,000 万円ぐらいにまで、ぜひご検討をして変えていただければと思います。

次に、2 番目の問題点として、地域要件というお話がありました。再度部長さんにお尋ねします

が、この地域要件も年々下げています。5,000 万、4,000 万、3,000 万と。今後の課題としてどんなお考えを持っていらっしゃるか、お聞かせ願いたいです。

小柳財政部長

はい。この地域要件についても、合併後に浜松市において作った制度です。全国的にそういう地域要件を設定するかという調査は特にないので、傾向は分からないのですが、地域要件の設定自体は、法律上何ら問題はありません。これらの趣旨はおそらく地域経済の活性化と、経済合理性の追求、そのバランスの上に成り立っているものではないかと思っています。

ただ、これについても、これまで 5,000 万から 3,000 万と引き下げてきたところですが、基本的には引き下げる方向で考えていきたいと思っています。

山崎委員

はい。ありがとうございます。今日は何か、市と議論がかみ合うと思います。

次に、資料 19 ページです。一般競争入札は、1,000 万円以上ですが、地域要件がかかるものは、現在は 1,000 万円から 3,000 万未満の金額帯です。工事が行われる地域にある会社を優先して入札参加させるということです。

それから 250 万から 1,000 万円未満は指名競争入札です。工事が行われる地域の旧市町村内、つまり合併前の区分けにある会社を優先して指名するというシステムになっているわけです。地域要件と旧市町村内と、二通りあるということです。

地域要件は、天竜区、引佐 3 町、浜北区、旧浜松市・雄踏・舞阪の四つです。非常に不可思議ですが、引佐 3 町となっており北区とはなっていません。先ほど部長さんがおっしゃっていましたが、合併したところを引きずって、あえて北区にしていないう言えると思います。

先ほど部長さんは、ほかの都市の状況は調べていないと言いましたが、事務局で調べたら、静岡市ではこういう地域要件というのは一切やっていません。基本的には、当初は激変緩和でいいでしょうが、もう合併して 8 年たっているわけです。他の分野にも合併後の整理をしなければならぬものはたくさんあると思いますが、この入札制度における地域要件というのは、一つの大きな象徴になっているのではないかと思います。先ほどの部長さんの意見では、今後、更に前進して解消していきたいということですので、ぜひ推進をしていただきたいと思っています。

それから、24 年度の地域要件がかかっている区別の一般競争の落札率(スライド)を出してください。

やはり、先ほど市も課題として挙げられました。浜松市以外は業者さんが少ないとおっしゃっていましたが、それも大きな要因でしょうが、結果論になりますが、24 年度の区別の落札率は天竜区が 94.7%です。本庁と一番下にありますが、これは中・東・西・南区ですが、本庁は 87.7%で、天竜区と 7%ぐらい差が出ています。

これは類推するに、やはり業者さんが少ないだとか、そのエリアだけで入札参加者を募っているから、こういう結果が出ているのではないかと思います。ですから、先ほど言ったように解消を図っていただきたいと思っています。

更に、もう一つ突っ込んで、250 万超から 1,000 万円未満の指名競争入札についてです。この金額内では、旧市町村ごとに工事が発生した地域にある会社が、優先的に指名されることになっています。これも解消をしたほうが、私は良いと思います。12 の旧市町村になるわけです。おそらく適正基準を確保できるようなレベルが引かれていて、そういう中での競争のはずです。特に、建築工事は大量生産の消費物件ではなく、まさに手づくりですから、企業の大小の力もあるかも分かりませんが、そういう中で切磋琢磨して技術を磨くとか、そういうことをしていけば、ほかの産業に比べれば、十分私は生き残っていけると考えております。

ぜひ、指名競争入札における旧市町村内という地域要件について、完全には外せなくても、少なくとも行政区ぐらいの地域として考えたらどうかと思います。

結論として、最低制限価格を適用する範囲を、静岡県と同様の 5,000 万円未満にさせていただきたい。それから、地域要件は静岡市と同様に廃止をしていただきたいと思います。

いずれにしても、浜松市の意向も同様であると私は解釈をしました。利害関係者も絡みますし、庁内だけでなく過去のいきさつ等々もある中で、大変だと思いますが、合併して年月もたっておりますので、ぜひ公正公明な入札制度にしていいただければと思います。

御室会長

はい、ありがとうございます。

ほかに。はい、岩田さん。時間もだいぶオーバーしておりますので、ポイントを絞ってお話いただけますか。

岩田委員

調査基準価格や低入札調査は、(予定価格の)87%から 83%で、83%を下回れば最低制限価格制度では失格ですね。落札されないということですね。まずその確認です。

少し疑問に思ったのは、落札率が低い、堺市、広島市、相模原市は 72.2%、78.6%、79.5%です。そうすると浜松市の場合、最低制限価格制度だと 83%で失格ですよ。最低入札、いわゆる入札の低入札も 83%までですよ。だから浜松はもともと 83%より下に行きようがないですね。私の考え方で良いのか、少し確認をしたい。私はそこが間違っているのかと思うのです。

小柳財政部長

堺市などと浜松市と最低制限価格制度の適用自体は一緒です。つまりこの一番下に、落札者とならない価格というのが、予定価格の 3 分の 2(66.6%)とありますが、最低制限価格が適用されない工事、浜松市で言えば今は 3 億円以上となりますけれども、それらの工事については、例えば予定価格のおおむね 83%以下、例えば 70%ぐらいで入札されたとしても、そこは低入札調査をした上で問題がないということであれば、落札されますので 83%よりは下がります。ただ、3 分の 2よりは下がらない。

岩田委員

なぜこの話をしたのかというと、このパーセンテージは市が決めることができるのかどうかということです。

なぜならば、相模原市は、250 万円以上の工事はすべて最低制限価格制度の適用範囲です。そして、オンブズマンの調査は 1 億円以上の工事が対象です。ですから、相模市では、オンブズマンに調査される工事は、すべて最低制限価格制度に引っかかっている範囲内の話になります。そうすると、83%を下回っているのはなぜかと思うのです。

ということは、それぞれの市において、最低を 83%ではなく 75%とか、勝手に決めることができるのか。それができるのであれば浜松市もやればいいんじゃないか。そういう素朴な私の疑問です。

小柳財政部長

そのご質問について言うと、それは市で自由に決めることができますのですが、今ご指摘があった相模原市も含めて、中央公契連モデル以外の、要するに国の公共工事を使っている率以外の率を使う理屈が立てられないので、ほとんどすべてのところで、これについては国のモデルを使っています。

どうして相模原市が、83%より低い 79%になっているのかというご質問ですが、それは 1 億円以上の工事でも、これは先ほど私が申し上げました最低制限価格を設定していない工事、例えば総合評価落札方式を使っている場合ですと、最低制限価格以下でも、最低制限価格制度を適用しませんので、数字としてはでてくるということになります。

岩田委員

そうすると、やりようによってはできるということですね。分かりました。

もう一つは、低入札調査について疑問があります。何が言いたいかという、例えば、よく聞く事例ですが、県の工事をやっている場所の隣で、市の工事を行うことができたなら、販管費、簡単に言えば、運送費なんかは安くできます。なぜなら県の工事を取るときに計算に運送費が入っており、市の工事においても、同じトラックで作業員や、材料を運ぶことができるからです。つまり、市の工事の入札時期が後なら、そこにかかる経費を極端に言うとゼロにしても、利益を確保できるのではないか。こういう計算の下、安い価格で入札したら 83%を切ってしまった、だから失格だ。こういったことを私はおかしいと思います。ケース・バイ・ケースで、もう少し低入札調査の範囲を広げることはできないのかなと思うのですが。

小柳財政部長

低入札価格調査は、83%以下で入札した人を、最低制限価格であれば即失格ですが、低入札価格の場合は、即失格とせずに本当にできるのか調査するということです。

例えば、今のような事情により、安くできるということで、例えば予定価格の 75%ぐらいで応募された方が、低入札調査の対象となっても、調査をした結果、それはまったく問題なく施工ができるということであれば、現状の制度でも落札者となり得るということになります。

岩田委員

ということは、最低制限価格制度の適用範囲を、先ほど山崎さんがおっしゃったように、例えば撤廃してしまえば、落札率は下がると、そういうことですね。最低制限価格制度があるから、そこから下になったら自動的に失格です。それを撤廃してしまえば 75%だろうが 65%だろうが、市が

調査して、工事ができると考えるならばオーケーなわけですね。それでしたら最低制限価格制度を撤廃されたらいかがですか、というのが私の最終意見です。

井上委員

一点いいですか。

御室会長

はい、どうぞ。

井上委員

先ほどの答弁の中で、いわゆる最低制限価格にかからない工事について、低い落札率だから83%を下回る率も数字的にはあり得るというお話でした。それは裏を返せば、最低制限価格を設定している大型の工事においては、ここの政令指定都市は、浜松市よりも、大幅に落札率が低いと、そういうことになりますよね。

小柳財政部長

数字の精査はできていませんが、おそらくそういうことなのだろうと思います。

井上委員

そういうことだと、また別の問題が出てきますよね。大型工事で影響の大きい工事が、いわゆる落札率がよそよりも高いということは、考え直さなければならぬじゃないかと思います。

御室会長

傍聴の皆さまも、浜松市における入札の状況、あるいはその課題について、ご理解いただけたのではないかと考えています。それでは、時間も押しておりますので、次にまいりたいと思います。

(4) 道路・橋りょうの長寿命化について

御室会長

道路・橋りょうの長寿命化について、論議をしたいと思います。

この課題については、市内にある橋りょうを対象に浜松市が行った定期点検の内容について、土木学会が再調査を行ったら、いろんな課題が見つかったという内容が、皆さんもご存じのようにNHKで放送されました。ご覧になった方も多いかと思います。

それでは、倉田部長さんからご説明をお願いいたします。

倉田土木部長

土木部長の倉田です。道路・橋りょうの長寿命化につきまして、ご説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

まず、「現状・課題」ということで三点挙げさせていただきました。本市は、道路延長が約8,400km、橋りょう約6,000橋など、非常に多くの道路施設を管理しています。道路延長が8,400kmというのは、政令市の中で群を抜いて多い道路を管理しているということです。

二点目は、今後、高度成長期に建設された多くの道路施設が補修・更新時期を迎えています。一例を挙げると、市内には橋長が15m以上の橋りょうが874橋です。その中で、建設後50年以

上経過をした橋りょうが、現在約 10%強というような数字があります。それから 10 年後になりますと、50%近くになることがすでに分かっております。

三点目です。損傷が顕著になってから補修・更新を行う今までの対症療法を中心とした維持管理を続けていくと、大規模な補修や更新が集中し、補修・更新費の予算がその時に集中をしていくということになるのが問題・課題と捉えています。

そうした現状、課題を踏まえ、今後の維持管理の方向性として、同類施設の点検により健全度を評価し、著しい損傷に至る前に対策を行う予防保全を中心とした維持管理に、転換をしていく必要があると考えています。

そのためには、資産運用(アセットマネジメント)の考え方を取り入れた道路施設の長寿命化修繕計画を作成して、更新時期の集中を避けるとともに、道路保全予算の平準化とコストの縮減を図っていく必要があります。

そうした中でまず、橋りょうの長寿命化修繕計画の内容です。概要として、市内 6,000 橋の管理橋りょうを、路線や橋長から重要度をA・B・Cに区分をしています。

レベルAですが、緊急輸送路やそういった輸送路を連絡する道路などの道路ネットワーク上の橋りょうと、鉄道や高速道路をまたぐ跨線橋、歩道橋というようなもので 747 橋です。レベルBは、レベルA以外の国道・県道の橋りょうと、レベルA以外の市道の橋長 15m 以上の橋りょうということで 828 橋。レベルCとしては、市道の橋長 15m 未満の橋りょうなど 4,403 橋の計 5,978 橋ということで約 6,000 橋と表させていただいています。

そうした多くの橋りょうのうち、レベルA・Bに該当する国道・県道及び市道の重要な路線に架かる橋りょう約 1,600 橋を対象として、点検を実施して橋の健全度を把握し、最適な補修時期や方法を定める橋りょう長寿命化計画を策定していきます。そして計画に基づき、合理的な維持管理を推進していきます。

その他のレベルC、事実上、これが非常に多いわけですが、レベルCに該当する市道に架かる橋長 15m 未満の約 4,400 橋につきましては、巡回点検を実施する中で、従前と同じような維持管理ということで行っていきます。

そういった長寿命化へのこれまでの取り組みとして、長寿命化の対象橋りょうの約 1,600 橋のうち、橋長 15m 以上で特に重要な 323 橋の橋りょうについて点検を実施し、平成 24 年度に橋りょうの長寿命化修繕計画を策定しました。今年度より計画に基づく維持修繕工事に着手をしたというところでは。

その長寿命化の計画の中で、この 323 橋の従前の事後保全型というものと、今後進める予防保全型というもののコストの比較をしました。事後保全型の中では、50 年を経過した橋りょうは、更新をしていくとかたちで条件を設定していますが、比較をすると 811 億円の削減、率にして 39%のコスト縮減が図られるという試算をしています。そしてレベルA・Bに該当する残りの 1,300 については、今年度中に点検を完了する予定です。

今後ですが、323 橋に 1,300 橋を加えた 1,600 橋の橋りょう長寿命化修繕計画の更新に着手

をしていきます。またレベルCに該当する 4,400 橋については、巡回点検を実施する中で、損傷等が発見された時点で速やかに修繕を行うなど、事後保全型ではありますが、巡回点検を実施して速やかに、損傷が小さいうちに直して、結果として長持ちをさせていくという維持管理を実施していくところです。

今、ご説明させていただいた内容を、橋りょう分類別、また工程別、工程表として表現をさせていただきました。上段のレベルA269 橋とレベルBの 54 橋、合わせて 323 橋については、24 年度に長寿命化計画を作り、今年度から 10 か年計画ということで、長寿命化の修繕の実施をしているところです。

この 323 橋の内、一定管理水準以下の約 100 橋を、この 10 年間で維持修繕を図っていくところとします。また、定期的な点検も一応、5 年ごとに実施をしていくという中で、健全度を把握し修繕をしていくというかたちです。

次の 3 段目、4 段目になります。レベルA478 橋、レベルBの 774 橋、合わせて 1,252 橋、これも約 1,300 橋と説明をさせていただいているところですが、今年度点検が完了し、来年度 323 橋も合わせた 1,600 橋の長寿命化計画を作り、27 年度から 323 橋と、いろいろ検証をしながら、長寿命化の修繕計画を実施していきたいと考えています。レベルCの 4,403 橋につきましては、巡回点検を実施しながら、その都度速やかに直していくところです。

また、長寿命化のこういった点検及び長寿命化計画、並びに長寿命化の実施については、昨年度末から国で、防災・安全交付金という交付金が設定されましたので、そういった交付金を有効に活用して実施をしていきたいと考えています。

次に、舗装の長寿命化の修繕計画です。本市の管理する道路は 8,400km あり、それを重要度によりA・B・Cに区分しています。レベルAとして、大型車交通量が多く、幅員 5.5m 以上の国道・県道、並びに幅員 13m を超える市道ということで約 300km です。レベルBとして、レベルA以外の国道・県道と、5.5m 以上でバス路線に該当する市道ということで約 800km、レベルCはそれ以外の市が管理、主に生活道路になる 7,300km ということです。

このうち国道・県道、幹線市道、バス路線などの主要道路であるレベルA・Bという路線の合計約 1,100km を、長寿命化修繕計画の対象路線に位置づけて路面調査を実施し、舗装の長寿命化計画を策定していきます。

これまでの取り組みですが、1,100km のうち、レベルA路線の約 300km の路面調査を行って、22 年度に舗装の長寿命化修繕計画を策定しました。その中でまず、健全性の低い約 35km について、24 年度から着手をし、5 年間で修繕を実施していきます。レベルBについては、昨年度末に路面調査が完了したので、今後という対応になりますが、レベルA路線については、引き続き計画に基づいて維持修繕を実施していきます。

そうした中で、35km の修繕が 5 か年で完了する予定ですので、それ以降、6 年目以降に、次に健全性の低い路線を順次、計画的に修繕を実施していく予定です。レベルB路線については、今年度、舗装の長寿命化計画を策定し、来年度から維持修繕を実施する予定です。その他のレ

ベルC路線については、パトロール等を実施する中で、損傷が発見された時点で速やかに修繕を行うなど、従前の事後保全型の維持管理を実施するということで、効率的、合理的な維持修繕をしていきたいと考えています。

説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで審議をしていきたいと思います。はい、水谷委員、よろしくお願いします。

水谷委員

はい。水谷です。だいぶ時間が押していますので、まだお2人残っているものですから、私から全体に共通する部分を二つと、橋で一つ、道路で一つ、最後に予算の問題で一つということで、よろしくお願いします。

まず、橋りょうと道路の長寿命化という、取り組むレベルとか質のイメージを共有したいと思うわけですが、浜松市の道路は、延べ8,400km。これはどのぐらいの感じかなというと、新幹線の新青森と鹿児島中央、ざっと行って帰って2,100kmです。ですから8,400kmというのは、4往復弱ぐらいですね。このぐらいのボリューム感があるということが一つと、橋がこの8,400kmの上に6,000弱架かっているわけですが、単純な割算をすると1.4kmごとに1個の橋があるということです。

相当大変だなと思いつつながら、まず共通する部分として、それぞれ橋も道路も重要度によりランク付けされているわけですが、このランク付けする際の要素の中に、長寿命化以外に直近の減災とか防災、こういう観点は入っているのだろうかというのが一つ目です。

二つ目は、そもそも長寿命化計画の長寿命化工事というのは、通常の点検をして行う工事と内容は、具体的にどう違うのか。少し分かりにくいものですから、あらためて教えていただきたいということです。それが共通した部分です。

橋ですが、今後100年間のコスト比較で、事後保全型と予防保全型で、811億円の差があるという試算が出されているわけですが、この100年という期間はいかにも長すぎます。誰も生きてないですよ。せめて10年単位とか30年単位とかぐらいで、試算をしていただいて示せないだろうかということが橋りょうについてのお願い事項です。それから橋りょうの話のついでに、トンネルというのは対象に入っているのか、もしあったら教えていただきたい。

道路ですが、橋の場合は先ほど言った予防保全と事後保全のコスト差が出ているわけですが、道路の場合は、こういう試算というのは可能なのか。もしあるようでしたらお示しをいただきたい。

最後になりますが、インフラの維持管理費に膨大なコストがかかる中で、現実の財政状況というのは、浜松市の年間の投資的経費がせいぜい380億円ぐらいということで、ほとんど新しいものに投資できないような状況の中で、このインフラ施設の維持管理費、もちろん橋りょうと道路と建物になるわけですが、ボリュームが非常に大きいと思うんですね。その予算の確保の状況等、見込みを教えていただきたい。

大変だと思いますけど、よろしくお願いしますを申し上げて、私からは終わりたいと思います。

御室会長

はい。倉田部長お願いします。

倉田土木部長

はい。ご質問ありがとうございます。

まず、レベル設定の要素の中で、減災・防災という点ですが、私どものパワーポイントの 5 ページにある、橋りょうでお話をしますと、レベルAには、例えば地震があつたりして、落橋時に孤立集落が発生する橋りょうというようなものも、レベルAに入れています。この道路ネットワークという考え方にも防災と、防災拠点とのアクセスも、考え方としては入っていますので、そういった減災・防災というものも取り入れた要素で、レベル設定をしています。

長寿命化工事と一般的な修繕工事との違いはどうかというご質問かと思いますが、例えば橋りょうで言いますと、一般的には 50 年という耐用年数で言われていますが、50 年たったから本当に架け替えなければいけないのか、つぶれてしまうのかというものは違うわけです。しかし、そのまま放っておくと、やはり大規模な修繕をしなければいけないとかということになりますので、今からそういった長寿命化を図っていく必要があるという考え方です。

レベルAについては、通常 50 年というものを、私どもとしては 120 年持たせるというような、70 年より長く持たせるという長寿命化を図っていきます。壊れているものを元のものに直していくというのが、通常の修繕ですけども、そこは少しレベルアップを図ったかたちで、修繕をやっていくというのが長寿命化です。また、現在、橋りょうの設計では、新しい橋を造る場合、100 年ぐらい持たせるように考えられています。

橋のコストの 811 億円削減が 100 年を捉えているというところでの話ですけども、長寿命化の考え方自身が、先ほど私がお話をさせていただいたようなスパンで考えていくものですから、100 年という期間で捉えるのが適切かどうかということも、実は正直分かりません。今、設定として、いわゆる従前の事後保全という考え方では、50 年たったら架け替えるというようなことも、条件設定に入れさせていただいています。ただ、先ほど言ったように、本当に 50 年たったら架け替えなければいけないかということではありません。私どもが進めるのは、やはり点検をして状況を把握して、長寿命化を図っていく、それがもっとも効率的で経済的な維持管理の方法だと考えています。

トンネルですが、私ども土木、道路の施設全体を捉えていますので、トンネルも視野には入っていますが、その中ではまず、当面は橋と舗装道路というところで、長寿命化を進めさせていただいています。トンネルについては、今 44 本あります。笹子トンネルのような大きな事故もありまして、国からの通知もございまして、緊急点検を浜松市も行っています。ああいった天井板が付いているトンネルはありませんので、照明灯ですとか、そういったいろいろな設備が付いているものについて、昨年度点検を実施しています。今年度はトンネル本体の安全性の点検を、実施をしているというところなんです。

トンネルの長寿命化については、トンネル自身が長寿命化というものになじむのかどうかという議論もあって、トンネルというのはやはり、修繕をしていくものではないかというように私どもは思っ

います。

舗装のコスト減は、先ほどの膨大な量を、ある一定レベルのものに、例えばレベルAの 300km を、一定レベル以上に保とうと、試算をすると非常に大きな金額でして、まずその中でも比較的舗装の悪い部分の 35km をやりましょうということで、ここはやはり現実的な予算も考えた中で、そういった対応をしているところです。橋りょうのように、811 億円というようなかたちでのコストの比較をしたものは、試算としてはありません。

現在、新しい舗装も 20 年持たせる舗装です。従前は 10 年持たせるというような考え方で舗装をしていましたが、長寿命化は、そういった 10 年の設計のものも、20 年の設計での長寿命化を図っていくというようなことで進めています。

維持管理の予算の確保ですけれども、これは先ほど舗装のところで言いましたが、そういう意味で現実的な量で、今は進めさせていただいているということと、少しふれましたけれども、国もいろいろなこういった道路施設の老朽化という問題がある中で、防災・安全交付金というようなものも設定していただきましたので、そういった予算を大いに活用して、浜松市の老朽化対策を進めていきたいと考えているところです。

御室会長

はい。倉田部長から、非常に丁寧なご答弁をいただきましたので、時間の関係もありますので、それでは、南出さん。要点だけ一点に絞ってお願いをできればと思います。

南出委員

まず、橋りょうの長寿命化の修繕計画についてですが、先ほどの話で、重要な 323 橋の内 100 橋を 10 年でやっという話があったんですけれども、今年度 25、26、27 年に着手していく対象の橋りょう数がどれぐらいで、今年着手した橋りょうの具体的な名称が分かれば、まず教えていただきたいと思います。それで、その工程表というのはできているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

倉田土木部長

はい。100 橋の全体の工程としては、一応設定はしています。当時、10 年ということで設定していますが、先ほど言いましたように、そういった交付金を有効に活用して、まだやらなければならない橋がいっぱいですので、何とかできるだけ前倒しを図ってやっていきたいと思っています。

今年度着手しているものは、国道 152 号に架かっている馬込橋、地方主要道磐田細江線の天竜川橋、一般県道大輪天竜線の龍山大橋です。その他は橋りょうの点検を実施している状況です。

南出委員

次に、修繕について 1,600 橋の点検を進めているということですが、点検をされていて具体的にどんなことが大きい課題なのか、点検の体制も含めて、実際の点検状況はどうか、それをどう評価されているのか。

倉田土木部長

点検につきましては、土木学会からのご指摘もいただいたということも踏まえまして、私どもの庁

内の体制の中で、橋りょう安全対策検討委員会というものも、私が委員長として立ち上げ、その中には土木部の課長、また財務部に移った技術監理課長も入って、国交省の中部地方整備局の橋りょうの担当の方にもアドバイスをいただけるようなかたちとか、一般社団法人の施工総研というところの専門の方にもアドバイス、助言もいただきながら、まずは点検のマニュアルづくりです。

マニュアルというのは、全国的にあまり違いはないですが、点検技術者のレベル等によって、やはり差異が出るというようなところもあって、学会からもご指摘をいただいたところですので、そういったレベルの向上も図っていったところだと思います。

南出委員

目視だけによる点検、例えば橋りょうですと、床板と実際に橋脚がありますが、橋脚なんかは結構目視でも良いと思うんですが、床板みたいなところというか、私も詳しくないんですが、そういうところの点検というのは、目視ではなかなかできないので、職員の技術レベルの向上だとか、その辺の目視の限界を超える点検を、どういうふうにされていこうとしているのか、最後に少し教えてください。

倉田土木部長

先ほどの回答と重なりますが、そういった点検方法というものも、先ほど立ち上げた検討会の中で議論をしていくというところで、いろいろ専門家のアドバイスもいただいて、決めていきたいと考えています。

南出委員

最後にお願いですが、たぶん緊急の対応の仕事がいっぱいあって、計画の先送りというのが結構考えられるような気がするんですね。要するに日々壊れていくわけですよ。そういう修理とか保全というところがどんどん重なっていくと、前に向かってなかなか計画どおり行かないんじゃないかという気がするものですから、その辺ぜひうまくやっていただきたいというお願いです。

御室会長

はい、武藤委員どうぞ。

武藤委員

すみません。一点だけ。今道路と橋と別でご説明をいただいて、それは当然かと思いますが、道路と橋を比べたときの優先順位というのがもしあれば教えていただければと思います。

倉田土木部長

どちらが優先かというところは、難しい問題だと思います。やはり橋というのは大きな事故になるということもありますので、そういうことも考えた中で、橋は橋の計画を進めていくというように考えています。舗装のほうはいろいろな予算的なもの、今までの予算の推移を考えた中で、やれる範囲というものを設定しているところです。どちらかと言えば、本市としては橋のほうに重きを置いているところだと思います。

武藤委員

ありがとうございました。当然これはコストの話も、無駄なコストを省いていこうというところを始点に、スタートをしていると思うのですが、安全というのが、やはり一番大事かなと考えております。ぜ

ひとも安全とコストを両立したところの中で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

倉田土木部長

安全という点においてだけ、一点だけお答えさせていただきます。先ほどの橋りょうの工程的なものの中でお話をさせていただきましたが、今まではとにかく点検ということが、あまり行われてきませんでしたので、それが一番問題かと思ひています。長寿命化計画の中でも、5年ごとに定期点検を実施していくということで、計画を持って進めています。その長寿命化の対象でないものも、事後保全型ですが、巡回点検も、頻度をどうするかは、これから議論するところですが、そういった点検をし、状況を把握するということが、やはり重要だと認識をしております。

御室会長

はい。委員の皆さんよろしいですか。

道路・橋りょうの長寿命化については、人口が減少して、限られた予算の中で、今あるすべての資産を現状のまま維持管理していくということは、当然に不可能なわけですし、道路・橋・箱物、すべての資産の維持管理についても、優先順位を付けるしかないんですね。効率的な事業を実施していくしかないと思ひます。そのためには、少なくとも箱物については、もう廃止と決めたものはすべて、どんどん廃止していく、先送りを絶対にしないこと、これが大事だと思ひます。

それから、道路・橋りょうの長寿命化修繕計画。これについては工程表をしっかりと作って、進捗管理を行っていく。これが資産経営の課題を解決する決め手だと思ひていますので、その点ぜひ、よろしくお願ひしたい。

それでは、傍聴の皆さん、大変長時間ありがとうございました。本日の審議はすべて終了いたしましたので、これで審議会を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

事務局長

次回の審議会は、12月21日(土)午前9時から、浜松商工会議所マイカホールでの開催を予定しております。

以上により16:32閉会

議事録署名人